

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付、休業補償給付及び障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、会社が運営するB所在のC山荘（以下「事業場」という。）に雇用され、山小屋スタッフとして就労していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、事業場の外でヘリコプターの荷物を整理中、プロパンガスのボンベを取りに行こうとして、鉄板に打たれたフックネジを踏み、左足首を捻り負傷した（以下「本件災害」という。）という。その後、痛みを我慢して就労していたところ、痛めた左足を何度も業務中に捻ったという。また、同年〇月〇日、事業場において、5kgの米が6個入った米袋を運んだ時に背中から腰にかけて違和感を感じ、当日か翌日の夜には耐えられない痛みに襲われたという。請求人は、同月〇日、D病院に受診し、「左足関節捻挫、腰痛症」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病を発症したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付、休業補償給付及び障害補償給付を請求したところ、監督署長は、本件傷病と業務との間に因果関係が認められず、本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審

査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、本件傷病は、いずれも業務上の事由によるものである旨主張しているので、以下検討する。

(1) 左足関節捻挫について

ア 請求人は、平成〇年〇月〇日の午後〇時頃、山小屋の外でヘリコプターにより荷揚げされた荷物を整理している時に左足を捻り、左足首に痛みが生じ、以後〇日間は足をひきずる状態が続いたが、病院には受診せず、その後、同日に痛めた左足を再度、業務中に捻る、挫くといった事が2度3度と続き、業務外においても、同年〇月〇日に歩道を歩行中及び同年〇月〇日の下山中に同関節を捻挫した旨述べている。

イ この点、決定書理由に説示するとおり、請求人は、本件災害後、休暇を取得し、平成〇年〇月〇日に下山し同年〇月〇日に上山しているが、この休暇中に医療機関には受診しておらず、また、同月〇日以降休暇を取得して下山し同月〇日から〇日までE登山を行い、同年〇月〇日に上山しているが、この休暇中にも医療機関には受診していないことが認められる。また、請求人は本件災害後に業務中に左足を捻り、挫いたと主張しているが、

その状況を現認した者は見当たらず、作業日報にもその旨の記載は認められない。さらに、同月〇日に請求人は、体調を崩して病院に受診するために、欠勤して下山しているが、Fは、「請求人は〇月上旬からひいていた風邪をこじらせ、具合が悪かったこともあり、〇月〇日に一旦下山するということになりました。私が山の麓まで付き添ったのですが、請求人は下山途中に足を挫いたと言いながらも、下山の途中でスキップをしていました。顔もすごく嬉しそうな、晴れ晴れとしたい顔をしていました。」旨述べている。

ウ また、G医師は、平成〇年〇月〇日に請求人を診察し「左足関節捻挫」と診断しているところ、請求人は、「同日初診日現在左足首に急性の腫れがあった」旨述べており、また、その後、請求人は、同月〇日の午前〇時頃下山中に左足首を捻挫したとして、通勤災害の療養給付を請求している。

エ 以上のことから、請求人の左足関節捻挫は、平成〇年〇月〇日の下山中に負傷し発症したものと推察されるが、同年〇月〇日の本件災害との因果関係は明らかではない。

(2) 腰痛症について

ア 請求人は、平成〇年〇月〇日頃に山小屋において、同僚と約30kgの米袋を移動させた後から腰部に痛みが生じたと述べており、さらに、プロパンガスを運ぶ作業、布団の片付け作業において腰をベッドの床板にぶつけたこと、洗い場の作業、トイレや厨房の清掃作業における床の雑巾がけ作業等が腰痛を発症させた原因である旨述べている。

イ この点、決定書理由に説示するとおり、請求人が記入した平成〇年〇月〇日の作業日報には「〇人超の大入りであったが、組数が少なく洗い物等は楽だった。明日も気合を入れ頑張りたい。」と記載されており、また、請求人が記入した同月〇日の作業日報には「カゼが長引き体が重い」と記載されており、さらに、Hが記入した翌〇日の作業日報には「請求人の背中に腫瘍ができ、ダウン。悪性かもしれないと本人は心配して明日受診のため下山。偏った食生活がたたったおできと思われる。」と記載されているところ、いずれの作業日報にも、請求人の腰痛や足の捻挫に関しては一切記載されていない。また、Iは、「請求人が米袋を持って腰を痛めたこと自体聞いていませんでした。もし、具合が悪そうであれば、休ませます。」旨述

べており、災害性の腰痛が発症したところを現認した者は見当たらない。
また、請求人が事業場に勤務した期間は、同年〇月〇日から〇か月間程度
であり、請求人が述べる山小屋における洗い場の作業、清掃作業等は、「極
めて不自然な姿勢」、「長時間にわたって腰部の伸展を行うことができない」
等の腰部に過度の負担のかかる業務とも認められない。さらに、J 医師は、
同年〇月〇日付け意見書において、請求人の腰痛症と業務との因果関係に
ついて、「原因の一つとしては考えられるが、直接の原因であるかは証明で
きない」旨述べている。

ウ 以上のことから、当審査会は、請求人の腰痛症は業務に起因するものと
は認められないものと判断する。

(3) したがって、当審査会は、本件傷病は、いずれも業務に起因するものとは
認められないものと判断する。

(4) また、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左
右するに足るものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付、休業
補償給付及び障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り
消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。